

議第68号

訴えの提起について

訴えを次のように提起する。

平成20年 5月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

相 手 方	
事 件 の 種 類	市営住宅の明渡し及び損害賠償金の支払の請求
事 件 の 内 容	<p>相手方は、京都市伏見区深草加賀屋敷町11番地加賀屋敷市営住宅の入居者の養父であったが、当該入居者の死亡後、本市に対し、当該市営住宅の入居の承継の承認を申請した。これを受けて、京都市市営住宅条例の規定に基づき、相手方が暴力団員であるかどうかについて、京都府警察本部長に照会したところ、相手方が暴力団員であることが判明したことから、本市は、当該入居の承継を承認しなかった。</p> <p>しかし、相手方は、権原がないにもかかわらず、当該市営住宅を不法に占有している。</p> <p>このため、本市は、相手方に対し、当該市営住宅の明渡しを請求したが、相手方は、これに応じようとしない。</p> <p>そこで、相手方に対し、当該市営住宅の明渡し及び不法占有による損害賠償金の支払を求める訴えを提起しようとするものである。</p>

提案理由

訴えを提起する必要があるので提案する。